

# 基幹相談支援センターの役割

～備前市基幹相談支援センターの取組とこれから～

1

備前市基幹相談支援センター

主任相談支援専門員 大倉 教正



# 1. 備前市基幹相談支援センターとは？

# 基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。

## 基幹相談支援センター

【平成26年度設置市町村数:367】  
(一部共同設置)



# 1. 備前市障害児・者の重層的な相談支援体制

4

## <第3層>

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒備前市保健福祉部社会福祉課（直営）  
東備地域自立支援協議会（直営）

備前市基幹相談支援センター

## <第2層>

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

東備地域生活支援センター

## <第1層>

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援・障害児相談支援等  
・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業  
指定障害児相談支援事業

地域生活支援センターパレット  
備前多間荘相談支援事業所  
ひなた相談支援事業所

社会福祉課障がい者福祉係

## 2. 令和4年度の取り組み

項目	取組内容	業務内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>(1) 基幹相談支援</b>														
総合相談・専門相談	1. 相談支援事業所や福祉サービス事業所等からの専門的な(多くの課題を抱える家庭の支援など)相談	総合相談・専門相談の受付・対応、ケース会議への参加	相談支援事業所や福祉サービス事業所等からの相談から困難ケースの会議参加及び提案・助言(随時)											
	2. セルフプラン作成及び検証	セルフプラン利用者への面談及びモニタリングの実施。	随時											
	3. インターバル実習、OJTの実施	相談支援従事者初任者研修及び現任者研修受講者へのインターバル実習の実施 初任者研修修了者へのOJTの実施	随時											
	4. 相談機関との連携強化、スキルアップ	相談支援事業所への訪問、巡回による聞き取り ISV(和気町基幹相談との連携あり)	随時											
地域の相談支援体制の強化の取組 地域の支援者の専門性の確保(人材の確保・育成)	1. 相談支援事業所に対して、質を確保するための専門的指導及び助言	特定・障害児相談支援事業所 実地指導 相談支援専門員スキルアップ研修(仮)	随時											
	2. 地域の障害者を支援する事業所等の人材育成・確保(啓発・研修など)	【児童発達支援、放課後等デイサービス事業所】連絡会の開催 身体・知的・精神障害者相談員連絡会への参加	随時											
<b>(2) 地域包括支援センター事業</b>														
地域の体制づくり	1. 多職種連携 行政内部多職種との連携(教育・介護・福祉・保健連携)	福祉・保健(保健・生活保護・生活困窮・ひきこもり等) 教育(教育委員会・学校・子育て支援課等) 介護(地域包括支援センター、介護保険課等)	未定											
	2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	地域包括ケアシステムの先進事例の研究、有効な手法の検討	未定											
	3. 地域共生社会の実現	出前講座(小・中学校、地域、教員向け)	未定											
	4. 先進地基幹視察	近隣の基幹相談支援センターの視察を行う。	未定											
	5. ハローワークとの連携	ハローワークとの協議の場、障害者雇用推進等	未定											
	【連携】地域自立支援協議会	運営協議会 運営連絡会議 部会(くらし、子ども、はたらく部会) 連絡会議(相談、精神、当事者家族部会)	未定											
	【連携】権利擁護・虐待防止	福前市権利擁護部局との協議 障害福祉サービスへ虐待に関するアンケート調査 障害者虐待防止に関する協議	未定											
<b>(3) 地域移行支援・地域定着支援事業</b>														
地域移行・地域定着	1. 地域移行・地域定着	現状の把握(障害者内視察共有)、方針の決定(プロジェクトチームの結成) 障害者支援施設、精神科病院へ向けた啓発 対象者と指定特定相談支援事業所とのコーディネート、地域の体制整備に係るコーディネート	未定											
			未定											
			未定											

# 令和4年度の振り返り I

(一部紹介)

備前市基幹相談支援センター

令和4年度 事業報告書

自 令和4年 4月1日

至 令和5年 2月28日

## 1. 総合相談・専門相談

- ①他市町からの転入ケース
- ②行政内部他課からのケースの橋渡し
- ③相談支援事業所からのケースの相談  
→毎月事業所を訪問し、聞き取り

7

## 2. 地域の相談支援体制の強化の取り組み

- ①研修会の実施
- ②GSVの実施

サービス等利用計画の作り方

5ピクチャーズから計画を作る

## 3. 権利擁護・虐待防止

- 中核機関として行政担当部局との合同研修会の実施

発達検査・知能検査の基礎知識

# 令和4年度の振り返り II

(一部紹介)

## ○令和4年度着手できなかったこと・課題

### 1. 地域移行・地域定着

- ・ 現在1ケース地域移行（精神科病院）介入。
- ・ **精神科病院や入所施設への働きかけ**が出来ていない。
- ・ 保健所や行政担当課との協議が出来ていない。

8

### 2. 教育との連携

- ・ トライアングルプロジェクトの推進を掲げながら、市教委との協議の場は持てても、**各学校との連携**となると遠い。

### 3. 防災と個別避難計画の作成

- ・ 危機管理部局との協議の場⇒**地域への発信**へ。

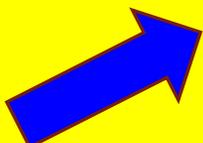
### 3. 令和5年度の新たな取り組み ～モニタリング検証～

# 計画の評価はなぜ必要か

10

## 1. 利用者にとって

- 計画は利用者の生活の質に直接関わる
- ニーズに基づく本人中心の支援を実現する



地域で評価する  
仕組みが必要

## 2. 相談支援事業所にとって

- 計画のレベルを判断する：ライフステージを通して切れ目なく、幅広い領域の共通言語として、チームアプローチ・協働によるPDCAプロセス
- 計画に限らず相談支援サービス全体の質の向上を図る

## 3. 市町村行政にとって

- 計画のレベルを判断する：ライフステージを通して切れ目なく、幅広い領域の共通言語として、チームアプローチ・協働によるPDCAプロセス
- 計画に限らず相談支援サービス全体の質の向上を図る

## 4. 地域全体にとって

- 不足しているサービス・社会資源を明らかにして資源開発する
- 事業所に結果をフィードバックして研修・人材育成、関係機関の連携を促進する

# モニタリング検証（令和5年度より備前市はスタート！）

11

令和4年度全国基幹相談支援センター強化研修会（令和4年10月21日）より

- モニタリング**
- ・定められた期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行うこと。
  - ・サービス事業者等との連絡調整、支給決定または支給決定の変更に係る申請勧奨を行うこと。

## 背景

第6期障害福祉計画(基本方針)及び課長通知等において、市町村によるモニタリング結果の検証が求められています

- ◎ 課長通知(平成30年3月30日/障障発0330第1号)  
計画相談支援等に係る平成30年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について
- ◎ 第6期障害福祉計画  
基本指針(令和2年厚生労働省告示第213号による改正後の平成18年厚生労働省告示第395号)
- ◎ 課長通知(令和3年3月31日/障障発0331第7号)  
計画相談支援等に係る令和3年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について

## 相談支援体制の強化の取り組み

## モニタリング検証

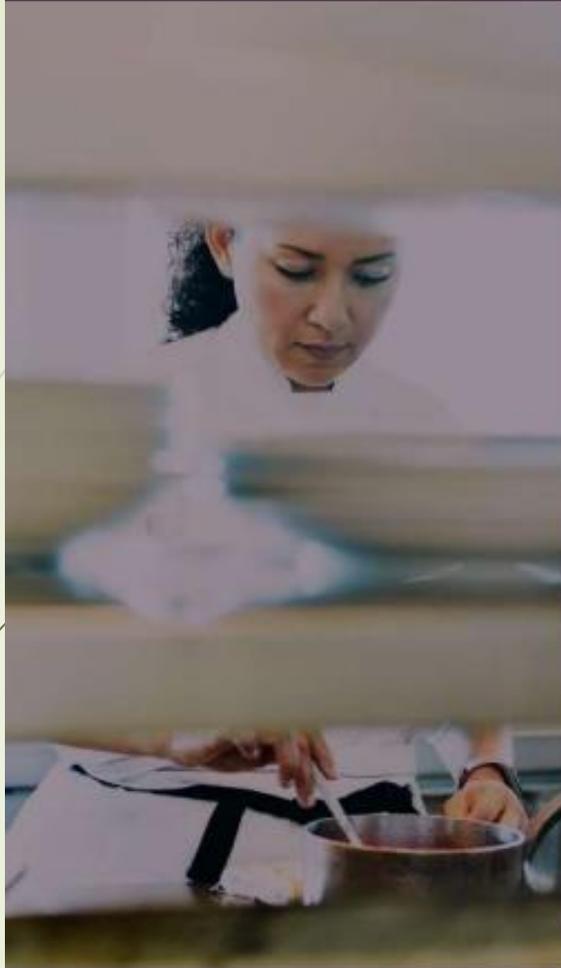
## 相談支援事業所

全事業所実施

実施(働きかけのポイント)

- ①行政から委託されているメニュー(国通知等含)
- ②丁寧な説明を繰り返して安心感を確保
- ③ダメ出しではなく、良いところを強化し、更によく  
する手立てを一緒に考えるメッセージ

※日頃の事業所訪問と事例検討会で良好な関係性を  
事前に構築しておくこと



## モニタリング検証の進め方

当  
日

- 1) 選択理由(5分程度)
- 2) 読み込み(5分程度)
- 3) 質疑応答(15分程度)
- 4) ミニ事例検討(15分程度)
- 5) 振返り(5分程度)

全  
45  
分  
程  
度

終  
了  
後

チェックシート作成(45分)  
振り返りシート作成(45分)

構成メンバー（例）：基幹主任  
特定・児童相談支援事業所相談支援専門員  
行政担当課職員